◎新潟県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の木崎濁川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年６月16日

新潟県新発田地域振興局長

１　退任

理事　新潟市北区木崎2051番地　　青木　勝蔵

退任年月日　平成29年５月23日